

(様式 1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	道路維持課	検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条		
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認				
(根拠規定)					
承認工事審査基準					
(許認可等の基準)					
1 車両出入口の承認基準					
(1)乗入幅は乗入規格表(表 1)のとおりとする。					
(2)乗入口の構造は、図 2-1 から図 2-5 並びに表 2 の歩道改築標準図及び舗装厚表によること。					
(3)乗入箇所は、原則として出入対象施設について 1 箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、2 箇所まで承認することができる。					
(4)次に掲げる箇所以外の箇所であること。					
ア 横断歩道の中及び前後 5m 以内の部分。					
イ トンネルの前後各 50m 以内の部分。					
ウ バス停留所、路面電車の停留場の中、但し、停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各 10m 以内の部分。					
エ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分。					
オ 交差点(総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から 5m の以内の部分、但し T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。					
カ バス停車帯の部分。					
キ 橋の部分。					
ク 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。					
ケ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。					
(5)民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。					
(6)交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として 2m の間隔をとるものとする。					
(7)官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置させること。					
(8)乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。					
(9)水路等を跨ぎ床版等の構造物を設置する場合は、原則として転落防止柵等を設置させること。					
(注)自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(4)のイからエ、カは適用しないことができるものとする。					

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条		
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認				
2 法面埋立、切取等の承認基準					
3 (1)切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえでの構造、勾配に整合させること。					
(2)官民境界沿いの官地側にU型、L型、半円径等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については隣接地区における状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。但し既設の側溝があり、二重橋造となって管理上不都合な場合はこの限りでない。					
(3)盛土の場合は、良質土(道路管理者が定める)をもって盛土すること。					
(4)盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。					
(5)法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。					
(6)側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。					
(7)法面切取及び埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせること。					
(8)乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。					
(9)法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。					
3 その他の承認工事の承認基準					
前項以外の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること					
表 1					
乗入規格表					
申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。					
(単位：m)					
形 式	車 種	A 型の巾	B 型の巾		
型	乗用、小型貨物自動車	4.0	-		
型	普通貨物自動車等 (6.5t 以下)	8.0	7.0		
型	大型及び中型貨物自動車等 (6.5t を越えるもの)	12.0	8.0		
(注)					
(1) 取付方法については、図 1 を標準とし特殊な箇所については、別添考慮することができる。					
(2) 出入りする車種の最大のものを適用する。					
(3) 車種はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。					

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条		
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認				

- (4) 乗入幅の数値はA型、B型いずれも乗入方向に直角の長さとする。
(5) 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。
(6) 小型貨物自動車は最大積載量 3 . 5 t 以下の自動車とする。
[運用]
(1) ドライブイン給油所等でその間口の車道に面した部分が概ね 70 メートル以上あり、かつ大型車両が頻繁にやむを得ないと認めた場合は、特例として最大限 12 メートルを 2 箇所設置することができる。
(2) 2 カ所の場合は原則としてB型乗入口とする。

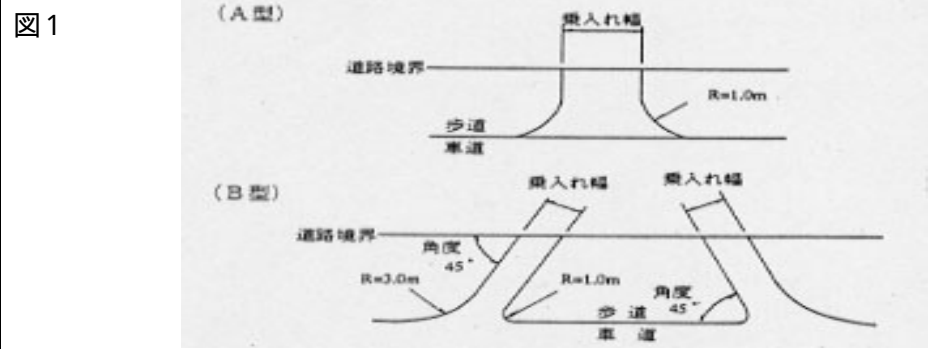
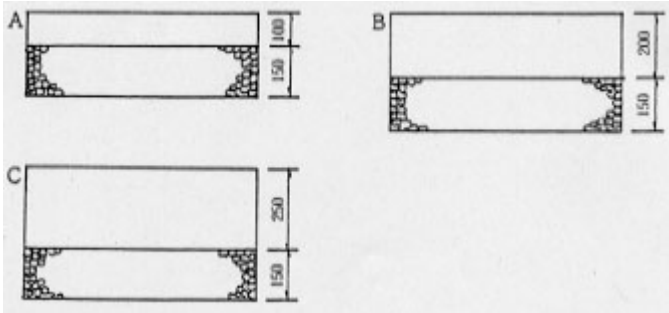
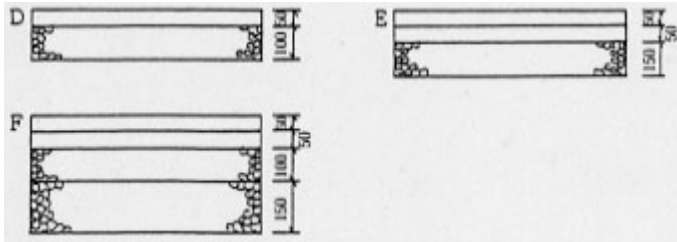


表 2 舗装厚表
乗入規格表による車種により下表を適用する。
(単位 : cm)

形式	車 種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装			舗装 タイプ
		コンクリート	路盤	密粒	粗粒	路盤	
種	乗用、小型貨物自動車	10	15	5		10	A・D
種	普通貨物自動車 (6.5 t 以下)	20	15	5	5	15	B・E
種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5 t をこえるもの)	25	15	5	5	25	C・F

- (注)
(1) 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する
(2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度 (設計基準強度) $\sigma 28 = 18 \text{ N/mm}^2$ 以上とする。
(3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
(4) 路床土は良質土を用いるものとする。
(5) 路盤材料は粒調砕石又は、クラッシャーランを用いるものとする。
(6) 申請者の都合により、乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は減じないものとする。
(7) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

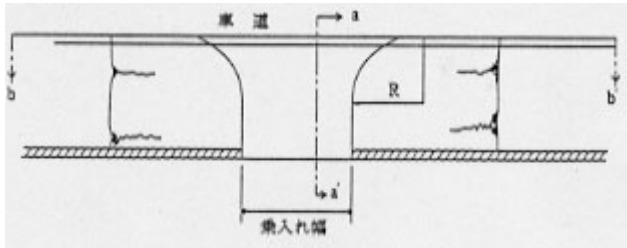
		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条		
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認				
コンクリート舗装					
					
(注) 1 . 表層 : コンクリート ($\sigma 28 \quad 18\text{N/mm}^2$) 2 . 路盤 : 再生クラッシャーラン (R C - 40(30)) 3 . 表層のコンクリート表面仕上げは、ホーキ目程度の粗面仕上げとする。					
アスファルト舗装					
					
(注) 1 . 表層 : 再生密粒度 A s 2 . 路盤 : 再生粗粒度 A s 3 . 上層路盤 : 再生粒調砕石 (R M - 30) 4 . 下層路盤 : 再生クラッシャーラン (R C - 40(30))					

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

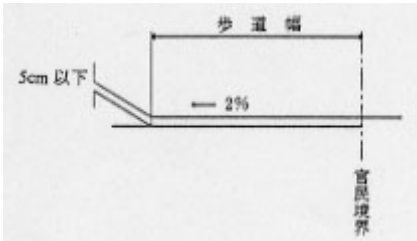
		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条		
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認				

図 2 - 2 A 型
歩道幅員が約 2 . 5 m 未満で民地が低い場合

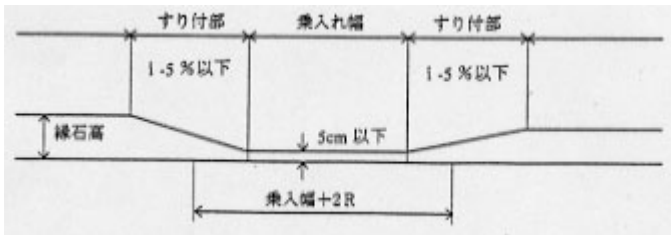
平面図



a - a ´ 断面図



b - b ´ 正面図

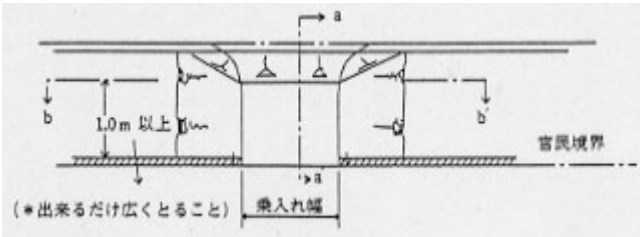


(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

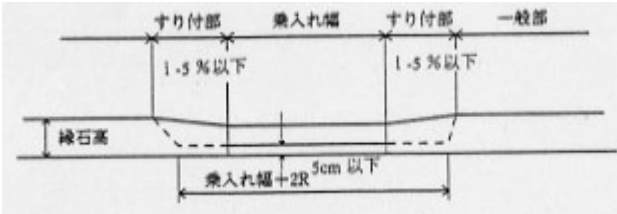
		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条		
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認				

図 2 - 3 A 型
歩道幅員が約 2.5m 未満の場合

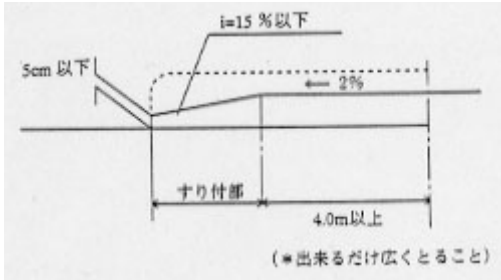
平面図



a - a ´ 断面図



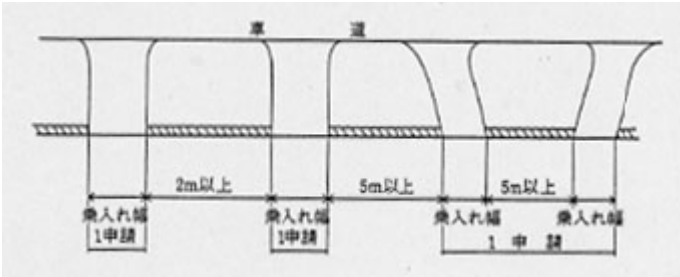
b - b ´ 正面図



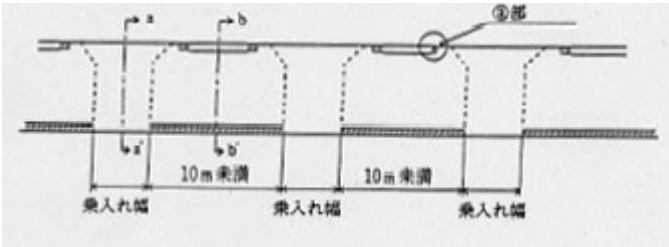
(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条		
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認				

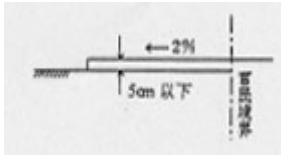
図 2 - 4 A 型・ B 型
乗入間口の間隔は、 A 型は 2 . 0 m 以上、 B 型は 5 . 0 m 以上とする。



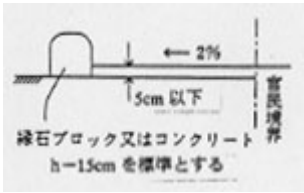
乗入間口間隔が 1 0 m 未満となる場合は、歩道高さと乗入間口高さは同一とする。



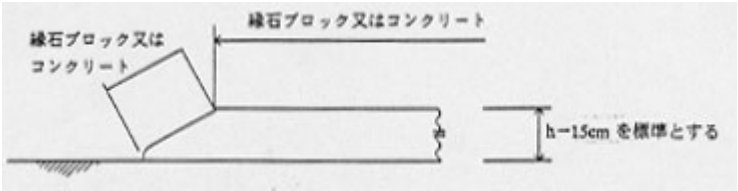
a - a ´ 断面図



b - b ´ 断面図



a 部詳細図



(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課		検索番号						
法令名	道路法	根拠条項	第 24 条							
許認可等	道路管理者以外の者の行う工事の承認									
(参 考)										
主な改訂点										
項目	現行基準					新基準				
承認基準の追加	_____					水路等を跨ぐ構造物を設置する場合、原則として、転落防止柵を設置させること。				
出入口規格の幅の変更と普通貨物の追加										
乗用車 ・ 小型貨物自動車	6m (3.5 t 以下)					4m (3.5 t 以下)				
普通貨物自動車	-					8m (6.5 t 以下)				
大型貨物自動車	12m (3.5 t 以上)					12m (6.5 t 以上)				
舗装厚の見直し及び 細分化	コンクリート舗装		アスファルト舗装			コンクリート舗装		アスファルト舗装		
	コンクリート	路盤	密粒	粗粒	路盤	コンクリート	路盤	密粒	粗粒	路盤
乗用車 ・ 小型貨物自動車	20	10	5	5	10	10	15	5	-	10
普通貨物自動車	乗用・小型貨物と同様					20	15	5	5	15
大型貨物自動車	20	10	5	5	30	25	15	5	5	25
車両乗入部の段差基準の変更										
歩者道境界ブロック	20cm 標準					15cm 標準				
すりつけ部の横断勾配	8%					5%以下				
車道との段差	5cm					5 cm 以下				
全段面切り下げ部の横断勾配	8%					5%以下				
(その他)										